木協インフォメーション



一般社団法人香川県木材協会 令和4年度 冬号 (1月~3月)







年頭のご挨拶

香川県みどり整備課 課長 竹本雅晴



新年を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

樋口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃より、本県の森林・林業行政は もとより、県政の各般にわたり、格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県のヒノキ等人工林が利用期を迎える中、令和2年からのコロナ禍やウッドショックの影響など、本県の林業・木材産業を取り巻く状況は日々変化しており、大きな転換期を迎えています。皆様方におかれましては、このような木材情勢に対応し安定的な供給に努め、更なる県産木材の需要拡大に積極的に取り組まれておりますことに対し、深く敬意を表します。

国では、令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正施行され、民間建築物を含む建築物一般での木材利用に対する気運も高まってきており、都市部においては、先導的な取組みとして中高層木造建築物の建設が進められています。

本県におきましても、同法律に基づき、昨年7月に「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」を改正し、県内の建築物における県産木材の利用を促進するとともに、県が自ら整備する公共建築物等については、原則として全て木造化を図り、木造化や木質化に当たっては県産木材の利用に努めることを目標に定めるなど、県内の建築物等への県産木材の利用を推進しています。

また、従来から実施するかがわ県産ひのき住宅助成制度等の需要対策のほか、県産木材の加工経費に対する支援や、木材製品の強度試験を実施し性能のPR等の流通促進対策に、引き続き務めているところです。

本年も皆様方との連携を図り、森林資源の循環利用による森林の適正な整備を推進するため、より一層の地産地消による木材流通の促進を進め、林業・木材産業の発展に貢献してまいりたいと思います。

貴協会の益々の御隆盛と、本年が貴協会の会員の皆様方にとって、実り多い年となることを念願いたしますとともに、御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和5年 新年のご挨拶

(一社) 香川県木材協会 会長 樋口浩良



新年おめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の業務運営にご理解とご協力を賜わりました事、厚くお礼申し上げます。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、依然として我が国の経済、社会生活に大きな影響を与えています。

また、ロシア・ウクライナ情勢も先の読めない状況にあります。

木材業界では、一昨年の「ウッドショク」の流れも変わり、輸入材も徐々に緩和され、 国産材が代替材として使用され、価格上昇もようやく落ち着きつつあります。

本年の干支、癸卯(ウサギ)年は、穏やかで温厚な性質であることから、家内安全、また、その跳躍する姿から「飛躍」「向上」「豊作」を象徴するものとして、実りが期待できる年、新しい事に挑戦するのに最適な年と言われています。

そこで、私たち企業が真の「地方創生」の担い手として、地域の木材業界の存続、発展 を図ることが大きな鍵となります。

景気回復の見通せる明るい年となるよう、より豊かな木材業界にするために、気持ちも 新たに、皆様と共に力を合わせて日々邁進することが重要ではないでしょうか。

今年もなお一層のご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

本年が皆様にとって実り多き一年でありますことを祈念申し上げます。

*令和4年1月5日初市壳

高松市郷東町㈱太洋木材市場において

初市に買方30名余りが参加され、㈱太洋木材市場、樋口哲也社長・樋口高良会長のご 挨拶の後、買い方を代表して山一木材㈱の熊谷國次社長の乾杯音頭によって初競りが始 まりました。





*四国支部事務局担当者会·現地研修

1月12日・13日高知市(高知ぢば産センター会議室)において事務局担当者会が開催されました。

各県の取り組みと課題等情報交換を行い、翌日には木造 GS (南国市)、高知県立林業大学校(香美市)で現地研修をしました。

・スマートエコステーション南国バイパス (CLT+不燃材上貼り)





・高知県立林業大学校(CLT 棟・耐火棟・在来工法棟)







【木材産業協同組合】 特自検(特定自主検査はお済みですか?)

荷役運搬機械と建設機械は、労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が義務づけられています。組合では、フォークリフト検査事業を行っています。

*検査料 3 トン未満…33,000 円・3 トン以上 39,600 円

■どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた 検査事項について実施し、結果を 記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、 第167条、 第194条の23]

■検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主 検査記録表 (チェックリスト) に次の事項を記録して、3年間 保存しなければなりません。

検査年月日 検査方法 検査箇所 検査結果 検査実施者名 検査結果の措置内容

[安衛則 第151条の23、第151条の55、 第169条、 第194条の25]



■検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査 業者のいずれかによって特定自主検査を実施することに なっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者 (ユーザー) からの依頼により特定自主検査を 実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低 1セット以上保有することが、法律で決められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回 転 計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5油压計
- 6電圧計7票時
- 7 電 流 計 8 探 傷 器
- 9 摩耗ゲージ



【お知らせ】

1月26日(木)14:00~ 木材協会・木材産業協同組合 合同役員会

3月25日(土)9:30~ 第60回香川県木材感謝祭(まんのう町)

新年おめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 希望をもって業界の発展の一助となれますよう情

報発信等に努めさせていただきます。

*FAXでの情報提供は、情報量が多いことや原稿によっては鮮明に送信することが困難なため、メールによる情報提供をさせて頂きますので、まだアドレスをお知らせいただいていない方は、早急にご連絡ください。

*事務局より

高松市郷東町796番地71

一般社団法人香川県木材協会

TEL087-881-9343 • FAX087-881-9338

Http://www.kagawa-mokkyo.com

E-mail:k-mokkyo@msg. biglobe. ne. jp